

# 佐賀県医療センター好生館 多用途透析用監視装置 調達業務仕様書

## 1. 機器構成

| 機器名        |                    |                     |     | 数量 |
|------------|--------------------|---------------------|-----|----|
| 多用途透析用監視装置 |                    |                     |     | 一式 |
| 品名         | 規格(型番)             | メーカー名               |     |    |
| 内<br>訳     | 多用途透析用監視装置         | DCS-200Si(RWFC タイプ) | 日機装 | 4  |
|            | 補液荷重計ヒーターユニット      | Y10-0162            | 日機装 | 1  |
|            | 補液ポンプ              | -                   | 日機装 | 4  |
|            | 推定血液量モニター          | Y10-0307            | 日機装 | 4  |
|            | 血液量モニター (BVplus)   | Y10-0159            | 日機装 | 4  |
|            | 廃液ポート/透析液ポート C タイプ | Y10-0157            | 日機装 | 4  |
|            | 直線加圧想定方式血圧計        | Y10-0156            | 日機装 | 4  |
|            | ナースコール             | Y90-640Z00          | 日機装 | 4  |
|            | ダイヤライザーホルダー        | DLC-05              | 日機装 | 4  |
|            | 余液受け               | DLG-01              | 日機装 | 4  |

## 2. 機器構成に関して

- ① 補液ポンプについて。  
流量設定範囲が、0 L/h、0.10～24.00 L/h であること。(内径 6.6mm のチューブ使用時)

## 3. 接続について

- ① 多用途透析用監視装置について、当館運用の透析通信システムとの連携を行うこと。
- ② 当館運用の透析通信システムは「日機装株式会社製 Future Net Web +」であること明示する。
- ③ 上記項目に挙げた連携接続の費用については、今回の調達範囲に含むものとする。

## 4. その他納入に関して

- ① 令和4年3月31日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。

- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。
- ⑧ 機器やシステムの納入から起算して1年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑨ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑩ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑪ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑫ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑬ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑭ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で開催すること。
- ⑮ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑯ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。